



# 投票は午前7時～午後8時 市内の24カ所の投票所で

開票(両日とも) 市文化センター小ホール 午後8時45分から



■八幡市で投票できる人

この場合「投票所入場券」が届かないことがありますので、市選挙管理委員会で選挙人名簿への登録の有無を確認し、投票日当日、投票所で入场券の交付を受けてください。

▼転出された人でも、転出後一定期間(原則的に4ヵ月間)は、八幡市の選挙人名簿に登載されています。京都府内へ転出された人は、八幡市で投票することができます。これらの人は、条件をすべて満たしている人です。

①日本国民

②平成22年12月31日以前に八幡市に住民登録をし、現在に至っている人

③平成3年4月11日以前に生まれた人

▼八幡市内で住所変更された人は、市役所に転居の届け出をした日によって投票所が変わります。

【今年3月22日までに届け出をした場合】

新しく住所地の投票所で投票していただくことになります。

【今年3月23日以降に届け出をした場合】

転居前の住所で選挙人名簿が作成されていますので、旧住所地の投票所で投票していただくことになります。

【今年4月17日(日)に行われます。いずれも当日、午前7時から午後8時まで市内24カ所で投票所を開設します。私たちの代表を決める大切な選挙。棄権せず、あなたの大切な一票を生かしましょう。】

この場合「投票所入場券」はなるべく早く、前住所地の選挙管理委員会へお問い合わせください。

▼転出された人は、八幡市で投票ができます。八幡市の選挙人名簿に登載されています。「身体障がい者(戦傷病者)または要介護者の皆さんに投票ができるのは、八幡市の投票所入場券」に代え、「投票所入場券」に代え、「投票のお知らせ」のハガキを送付します。そのハガキに、投票方法が記載されています。

■府内からの転入者の特例

京都府内から八幡市に転入された場合 平成23年1月1日以後に住民登録をされた人でも、前住所地の選挙人名簿に登録されている場合には、その市町村の投票所で投票することができます。

この場合、市役所の市民課で「居住証明書」(無料)の交付を受け前住所地の投票所に提出して投票することができます。

なお事前に前住所地の選挙人名簿に登録されていることを確認しておいてください。

前住所地が遠方の場合、不在者投票の手続きをして投票所に提出してくください。

①日本国民

②平成23年1月16日以前に八幡市に住民登録をし、現在に至っている人

③平成3年4月25日以前に生まれた人

▼八幡市内で住所変更された人は、市役所に転居の届け出をした日によって投票所が変わります。

【今年4月11日までに届け出をした場合】

新しく住所地の投票所で投票していただくことになります。

【今年4月12日以降に届け出をした場合】

転居前の住所で選挙人名簿が作成されていますので、旧住所地の投票所で投票していただくことになります。



■八幡市で投票できる人

要しますので、該当される人はなるべく早く、前住所地の選挙管理委員会へお問い合わせください。

また、身体障がい者(戦傷病者)または要介護者の皆さんに投票ができるのは、八幡市の投票所入場券が明確でないときは、京都府知事が①から③の障がいと同程度と認めた場合が、「郵便による投票制度」があります。この方法で投票ができるのは、八幡市の選挙人名簿に登載されている人で、「身体障害者手帳(戦傷病者手帳)」の交付を受け、次の要件に該当する人または介護保険の被保険者また、介護保険の被保険者が傷病者手帳の交付を受けている人です。

①両下肢もしくは体幹の障がいの程度や移動機能の障がいが1級の程度で、特別運動機能の障がいが1級特別運動機能から2級(第2項症まで)または2級(第2項症まで)

②心臓、腎臓、呼吸器、ぼうこう、直腸、小腸の障がいの程度が1級(特別項症から)または3級(第3項症まで)

③免疫もしくは肝臓の障がいの程度が1級から3級の人

この場合、市役所の投票所の事務従事者が本人か戦傷病者手帳もしくは、介護保険の被保険者証を持っています。

▼郵便等投票証明書の交付を受けていない場合

早めに身体障害者手帳が郵便等投票証明書の交付が必要です。

▼郵便等投票証明書の交付を受けた場合

郵便等投票証明書を持って請求にお越し下さい。郵便でも代理人でもできます。

▼郵便による不在者投票用紙などの請求期限

「府議会議員選挙」4月6日(水)まで

「市議会議員選挙」4月20日(水)まで

## 共通項目

### ハガキ(入場券)を忘れずに

郵便はがき			
山城八幡支店 料金後納郵便 			
選挙事務			
OOO議会議員一般選挙投票所入場券			
投票日時	平成23年4月 日 午前7時～午後8時		
投票所			
投票区	頁	番号	
氏名	性別		
区分			

市は事前にハガキの投票所入場券を有権者の皆さんに郵送します。投票日には投票所入場券を忘れずにお持ちください。

▼投票所入場券が届かないときは、市選挙管理委員会へお問い合わせください。万一、入場券を紛失されても選挙人名簿に登録されれば投票できます。投票日に投票所の係員までお申し出ください。

▼あなたの投票所は投票所入場券に記載しています。ご確認ください。

### 点字や代理の投票は係員へ

投票のとき、目の不自由な人は「点字」による投票ができます。候補者の名前を自分で記入できない人の場合は、投票所の事務従事者が本人か直接お聞きして、候補者



「選挙公報」は、選挙で候補者を選ぶときの大重要な資料です。この選挙公報は投票日の2日前(府議会議員選挙は4月8日・市議会議員選挙は4月22日)までに各家庭にお届けします。投票日の2日前になつても届かない場合は、市選挙管理委員会へお問い合わせください。

選挙公報を配布します

て市選挙管理委員会事務局へ申請してください。選挙に関係なく随時受け付けています。

▼郵便等投票証明書の交付を受けている場合

市選挙管理委員会事務局に投票用紙請求書を備えていますので、郵便等投票証明書を持って請求にお越し下さい。郵便でも代理人でもできます。

▼郵便による不在者投票用

紙などの請求期限

「府議会議員選挙」

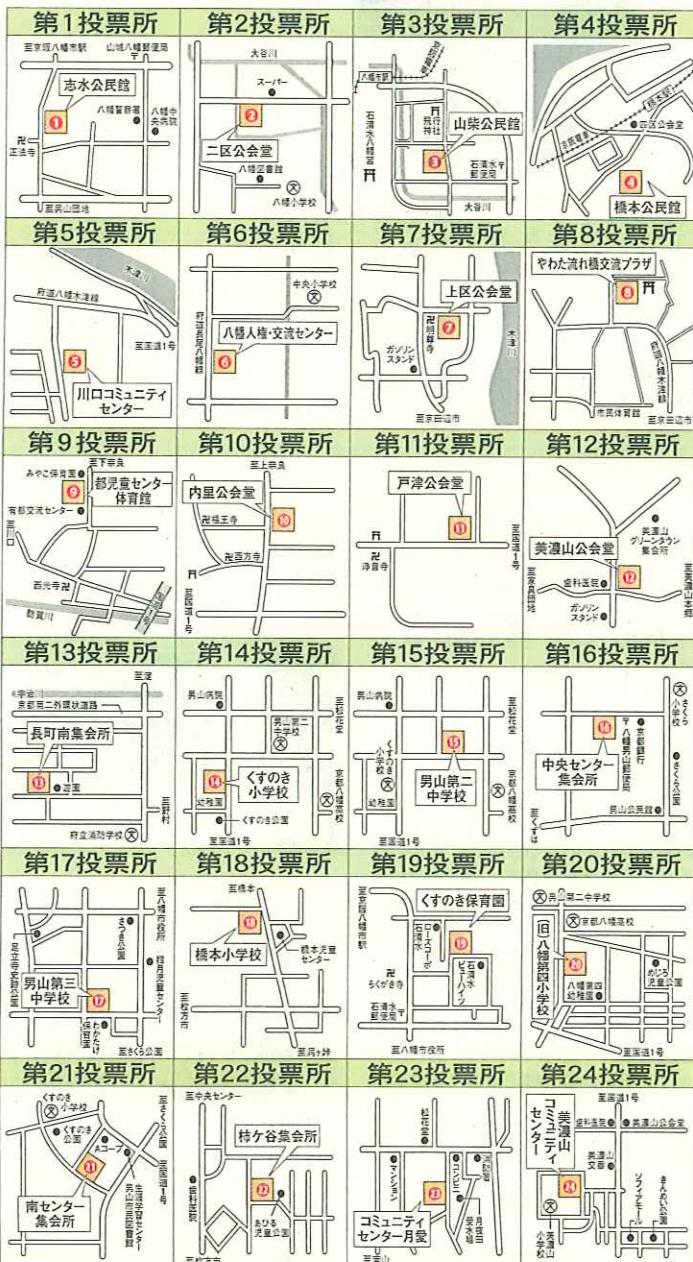
4月6日(水)まで

「市議会議員選挙」

4月20日(水)まで



あなたの投票所はこちちらです



希望をもてる社会にあなたの1票を

投票に参加すること  
は、未来の社会を決める  
ことにはあなたが直接  
加する大切なことです。  
市選挙管理委員会で  
選挙への招待状をお送り  
し、有権者の仲間入りさ  
れたことをお知らせして  
います。新成人の皆さん  
にとつては初めての選  
挙。投票を棄権するなどと  
は、権利と義務を放棄す  
ることになります。  
すべての有権者の皆さん  
が、希望をもてる社会  
になれるようあなたの貴重  
な1票を投じましょ。



市選挙管理委員会  
委員長  
道上幸彦

### 投票所設置場所一覧

投票区	投票所(設置場所)	対象地域
①	志水公民館	一区(一部)
②	二区公会堂	二区(双栗合む)
③	山柴公民館	三区(一部)
④	橋本公民館	橋本(一部)
⑤	川口コミュニティセンター	川口(高原を除く)・八幡(番賀・小西)
⑥	八幡人権・交流センター	六区
⑦	上区公会堂	上区
⑧	やわた流れ橋交流プラザ	中区
⑨	都児童センター体育館	下区
⑩	内里公会堂	内里
⑪	戸津公会堂	戸津(一部)
⑫	美濃山公会堂	美濃山・戸津(一部)・八幡(御幸谷の一部)
⑬	長町南集会所	八幡(長町・橋ノ口)・川口(高原)
⑭	くすのき小学校	男山(金振・竹園の一部)
⑮	男山第二中学校	男山(石城・弓岡)
⑯	中央センター集会所	男山(八望・泉)
⑰	男山第三中学校	男山(美桜・長沢・笹谷・雄徳・指月)
⑱	橋本小学校	橋本(一部)・西山
⑲	くすのき保育園	三区(一部)・石清水ピューハイツ(合む)
⑳	(旧)八幡第四小学校	男山(吉井・松里)・八幡(安居塚・中ノ山・南山・備前・長谷の一部)・福禄谷(一部)
㉑	南センター集会所	男山(香呂・竹園の一部)
㉒	柿ヶ谷集会所	八幡(柿ヶ谷・長谷の一部)・福禄谷(一部)
㉓	コミュニティセンター月愛	八幡(月夜田・山田・砂田・武蔵芝・久保田・水畠・一ノ坪・御幸谷の一部)
㉔	美濃山コミュニティセンター	鈴木台・岩田大谷・内里大谷

期日前投票は、一般的の投票所と同じように、投票用紙を直接投票箱に投入する制度です。投票場所は、市役所1階西側の第一会議室(警備員室前)です。投票日当日に次の理由等で投票できません。冠婚葬祭に出席される人は、これに該当します。▼当日仕事がある人(仕事を担当する人)が投票区の区域内でもかまいません。冠婚葬祭に出かける人は、ご利用ください。

▼当日レジャーや買い物などを私用で投票区の区域外へ出かける人

市内のすべての投票所でパソコンによる受付を実施します。パソコンでの受付は、投

■病院等の不在者投票施設や滞在地の選挙管理委員会でされる不在者投票は今までござおりません。早い手続きをお願いします。

【期日前投票受付日時】  
○府議会議員選挙

### 期日前投票をご利用ください

4月2日(土)  
月9日(土)  
4月18日(月)～4月23日(土)  
○市議会議員選挙

※受付時間 午前8時30分～午後8時(期間中通じて、同じ時間で受け付けしています)  
▼入場券をお持ちください(印かんは不要です)。

【期日前投票受付日時】  
○府議会議員選挙

パソコン受付を実施

市内のすべての投票所でパソコンによる受付を実施します。パソコンでの受付は、投票に記載しているバーコードを読み込むもので、受付時間が短縮されます。入場券を忘れず、折り曲げないで持参ください。

八幡市選挙管理委員会(市役所2階)

☎983-5635(直) ☎983-1111(代)

選挙に関するお問い合わせ